

| | | |
|------------------------|---|-------------------|
| 公 安 委 員 会 説明資料No. 1 | 平成23年度における被疑者取調べ監督に関する実地点検及び指導の実施状況について | 平成24年4月19日 総務課 |
|------------------------|---|-------------------|

1 実地点検及び指導の実施

警察庁は、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則第12条に基づき、平成23年度において、47都道府県警察及び皇宮警察の延べ50警察本部と107警察署を対象に、実地点検及び指導を行った。

2 実施結果(△～指導事項)

警察庁が定めた(1)～(9)の重点項目を中心に、取調べ監督業務の点検を実施した。各府県ともおおむね良好であったが、次の点について指導を行った。

(1) 被疑者取調べ監督制度を円滑に運用するための体制の状況

△ 取調べ監督室長が他業務を兼務している県や、取調べ監督室に専任の警部が配置されていない県に対し、業務に支障を来さないように運営を工夫すること、専任者の配置について検討すること等を指導した。

(2) 取調べ監督官と捜査主任官の連絡の状況

各府県とも、両者の緊密な連携により、取調べの予定連絡が適切に行われており、良好であった。

(3) 被疑者取調べの状況の確認等の状況

各府県とも、取調べ監督官による取調べ室の視認等が適切に行われており、良好であった。

(4) 苦情の申出を受けた際の取調べ監督官への通知の状況

各府県とも、取調べに係る苦情が監督部門に通知され、苦情担当部署等との緊密な連携によって適切な処理が行われており、良好であった。

(5) 巡察官による巡察の状況

各府県とも、取調べ監督室の巡査官による警察署への巡察が適切に行われており、良好であった。

(6) 被疑者取調べ状況等の警察本部長への報告の状況

△ 警察本部長への報告の頻度が数か月に1回であった県に対し、月1回程度の頻度で報告するように指導した。

(7) 取調べ調査官による調査の状況

各府県とも、調査の要否を適切に判断して調査を行い、監督対象行為の有無を確定させており、良好であった。

(8) 被疑者取調べ監督制度に関する教養の状況

△ 当直時の監督補助者に対する教養の実績が確認できなかった県に対し、取調べ監督室又は警察署の取調べ監督官による教養を確実に実施するとともに、適切に記録するように指導した。

(9) 取調べ状況の把握を容易にするためのシステムの整備及び活用状況

△ 取調べの予定把握にシステムが十分に活用されていない県や、システムに統計数値の算定機能が付加されていない県に対し、効率的な把握に向けてシステムの改修を検討するように指導した。

3 今後の取組み

平成23年度に指導した項目の改善状況について点検を行うなどして、被疑者取調べ監督制度の運用の更なる充実を図る。

| | | |
|--------------|----------------|------------|
| 公安委員会 | 平成23年度会計監査実施結果 | 平成24年4月19日 |
| 説明資料No. 2 | について | 会計課 |

平成23年度における会計監査実施結果について、会計の監査に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第9号）第6条の規定に基づき報告する。

1 重点項目

検査費、旅費及び契約

2 対象部署

全120部署のうち、東日本大震災の被災3県警察（岩手、宮城及び福島）及び同県情報通信部を除く114部署（警察庁内部部局、3附属機関、7管区警察局、7管区警察学校、44都道府県警察及び44都道府県情報通信部並びに北海道警察の4方面本部及び4方面情報通信部）に対して実施した。

3 実施方法

検査費の執行に関しては検査費関係書類の点検、幹部職員及び検査員への聞き取り調査等の、旅費の執行に関しては関係文書の点検及び担当職員への聞き取り調査等の、物品購入等に係る契約に関しては取引業者の帳簿等と警察の会計文書の対合等の方法により会計監査を実施した。

4 実施結果

おおむね適正であったが、一部の部署について、次の改善を要する事項が認められた。

(1) 検査費関係

ア 指示事項

- 検査員が検査費を支出した際、金額を誤って計上し、支出金額より多く又は少なく精算していた。（警察庁内部部局、6都道府県警察（北海道、山形、警視庁、長野、大阪、島根））
- 現金出納簿が長期にわたり未記載であり、取扱者による確認もなかった。（警察庁内部部局）

イ 指導事項

- 現金出納簿と保管現金の対合を怠ったり、現金出納簿をまとめ書きしたりしていた。（4都道府県警察（北海道、警視庁、埼玉、兵庫））
- 取扱者の交替に伴う現金出納簿及び保管現金の検査を実施していなかった。（2県警察（熊本、鹿児島））
- 検査諸経費の一件当たりの限度額を超過した執行が複数所属にあ

るなど、捜査費の執行手続に関する理解が不十分なものがあった。

(4都道県警察（北海道、警視庁、埼玉、岐阜）)

- 捜査費証拠書類をまとめて作成したりするなど、その取扱い等に不適切なものがあった。（4県警察（千葉、兵庫、島根、福岡））

(2) 旅費関係

ア 指示事項

- 旅費の支給漏れ又は過払いがあった。（皇宮警察本部、四国管区警察局、東北管区警察学校、8県警察（山形、栃木、新潟、石川、愛媛、熊本、宮崎、鹿児島）、8道県情報通信部（北海道、埼玉、千葉、石川、岐阜、兵庫、広島、沖縄）、釧路方面情報通信部）

イ 指導事項

- 旅行事実の確認を怠り、旅費請求書等に旅行日を誤記したまま精算処理していた。（皇宮警察本部）

(3) 契約、物品管理等関係

ア 指示事項

該当なし。

イ 指導事項

- 旧年度中の高速道路通行料の支払いに際し、新年度予算から支出していた。（大阪府情報通信部）

- 取得物品の物品管理簿等への記録漏れ又は記録誤りがあった。（警察庁内部部局、四国管区警察学校、2県情報通信部（石川、鹿児島））

5 不適正な経理処理に係る自主調査実施部署に対する確認状況

静岡県警察、熊本県警察及び関東管区警察局が実施した物品購入等に係る自主調査結果並びに大分県警察及び群馬県警察が実施した捜査費の私的流用事案に係る自主調査結果について確認監査を実施したところ、当該自主調査結果と異なる事実は認められなかった。

6 平成22年度会計監査に基づく指示事項・指導事項の改善措置状況の確認

平成22年度会計監査において指示事項・指導事項を通知した部署について、その改善措置状況を確認した。

7 平成24年度の会計監査に向けて

より適正な会計経理を推進するため、平成23年度の会計監査実施結果を踏まえ、平成24年度においても引き続き厳正な会計監査を行うこととする。

1 申請・裁定の状況

| 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 前年度比 |
|------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 申請に係る被害者数(人) (申請件数) | 589 (719) | 585 (718) | 652 (810) | 67 (92) |
| 遺族給付金 (申請件数) | 224 (354) | 187 (320) | 224 (382) | 37 (62) |
| 重傷病給付金 | 236 | 245 | 263 | 18 |
| 障害給付金 | 129 | 153 | 165 | 12 |
| 裁定に係る被害者数(人) (裁定件数) | 566 (687) | 563 (673) | 715 (896) | 152 (223) |
| 支給裁定に係る被害者数 (裁定件数) | 538 (656) | 534 (641) | 663 (835) | 129 (194) |
| 遺族給付金 (裁定件数) | 205 (323) | 171 (278) | 236 (408) | 65 (130) |
| 重傷病給付金 | 218 | 220 | 261 | 41 |
| 障害給付金 | 115 | 143 | 166 | 23 |
| 不支給裁定に係る被害者数 (裁定件数) | 28 (31) | 29 (32) | 52 (61) | 23 (29) |
| 仮給付決定に係る被害者数(人) | 7 | 8 | 4 | - 4 |
| 裁定金額(百万円) | 1,277 | 1,311 | 2,065 | 754 |

- (1) 申請件数及び裁定件数ともに増加
 (2) 不支給裁定の内訳（被害者ベースで52人）
 　　損害賠償受領20人、労災保険給付等受領11人、被害者に帰責事由有4人、親族間犯罪3人等
 (3) 減額裁定は被害者ベースで134人（前年度比-35人）
 (4) 平均裁定期間は7.3月（前年度比-0.1月）

2 被害者1人当たりの裁定額

(単位：万円)

| 区分 | 平均裁定額 | 前年度比 | 最高額 |
|-------------------|---------|---------|---------|
| 遺族給付金 | 567.6 | + 56.0 | 2,432.1 |
| 生計維持有(被害者数62人) | 1,063.0 | + 25.4 | 2,432.1 |
| 生計維持無(被害者数174人) | 391.0 | + 45.3 | 1,291.6 |
| 重傷病給付金 | 26.4 | + 5.0 | 120.0 |
| 障害給付金 | 395.7 | + 123.9 | 2,912.2 |
| 等級1～3級(被害者数30人) | 1,521.6 | + 392.7 | 2,912.2 |
| 等級4～14級(被害者数136人) | 147.3 | + 31.4 | 587.9 |

3 審査請求の状況

- 申立件数 14件（前年度比+10件）
- 裁決件数 5件（前年度比+3件）

| | | |
|--------------------|--------------------------------|---------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 4 | 鳥獣被害防止特措法の一部を 改正する法律の公布について | 平成24年4月19日 保 安 課 |
|--------------------|--------------------------------|---------------------|

1 特措法の目的等

(1) 特措法の制定（平成19年：議員立法）

農山漁村地域における農林水産業等に係る鳥獣被害に対処するため、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めた。

(2) 今次の改正

農林水産業等に係る鳥獣被害が深刻化している現状に鑑み、被害防止施策の効果的な推進に資するため、市町村の施策のみでは十分な被害防止が困難な場合における都道府県知事に対する要請、捕獲した鳥獣の食品としての利用、鳥獣捕獲等に関わる人材の確保、猟銃の技能講習に係る特例等に関する規定を整備した。

2 国会における審議等の状況

(1) 平成23年8月26日 自民党が鳥獣被害防止特措法の改正法案を参議院に提出

※ 銃刀法に関しては、ライフル銃の所持許可の要件の緩和、猟銃等の所持許可の有効期間の延長、所持許可の更新時等における技能講習の義務付け規定の凍結を内容とするもので、その扱いをめぐり、民主党・自民党・公明党による与野党協議がなされた。

(2) 平成24年3月23日 与野党協議の結果を踏まえた参議院農林水産委員長案を参議院で可決

※ 銃刀法に関しては、鳥獣被害対策の中心となる鳥獣被害対策実施隊員等に係る技能講習の特例を規定。

(3) 平成24年3月27日成立、同月31日公布

3 技能講習に係る特例の概要

(1) 特定鳥獣被害対策実施隊員に係る特例

鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（特定鳥獣被害対策実施隊員）が、当該種類の猟銃の所持許可の更新申請等をした場合においては、当分の間、技能講習の義務付けに係る規定は適用しない。

(2) 被害防止計画に基づく対象鳥獣捕獲等従事者に係る特例

被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるものが、平成26年12月3日までの間に当該種類の猟銃の所持許可の

更新申請等をした場合においては、技能講習の義務付けに係る規定は適用しない。

4 附帯決議等

①鳥獣被害対策実施隊への移行・加入の促進、②射撃場の整備・拡充の促進、鳥獣捕獲従事者育成のための施策検討、③鳥獣の実態調査の徹底・活用、④夜間駆除の仕組みの検討、⑤獵銃所持許可の運用の見直しの検討について、参議院農林水産委員会及び衆議院農林水産委員会において附帯決議等が行われた。

5 今後の予定

鳥獣被害対策実施隊員等のうち技能講習の義務付けに係る規定が適用されない者の範囲を定めるための内閣府令・農林水産省令・環境省令を制定する。

具体的には、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に係る一定の実績があること、一定の期間に銃刀法に基づく指示処分を受けたことがないこと等の要件をパブリックコメントを経て規定し、公布予定。

※ 技能講習に係る特例の規定は、改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内（平成24年9月30日まで）において政令で定める日から施行。

| | | |
|-----------|------------------------------|-------------------------|
| 公 安 委 員 会 | 平成24年春の全国交通安全運動 の実施結果について | 平成24年4月19日 交 通 企 画 課 |
| 説明資料No. 5 | | |

1 運動の期間、重点等

- (1) 期間：平成24年4月6日（金）～15日（日）
- (2) 主催：内閣府、警察庁等10府省庁、自治体、（財）全日本交通安全協会等13団体
- (3) 運動の基本及び全国重点
 - 運動の基本
子どもと高齢者の交通事故防止
 - 全国重点
 - ・ 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
 - ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ・ 飲酒運転の根絶

2 期間中の交通事故の発生状況等

| | 発 生 状 況 | 前 年 比 |
|---------|---------|------------------|
| 発 生 件 数 | 16,515件 | -2,889件 (-14.9%) |
| 死 者 数 | 118人 | -18人 (-13.2%) |
| 負 傷 者 数 | 20,276人 | -3,297人 (-14.0%) |

※ 発生件数、負傷者数は概数である。

※ 4月15日現在の交通事故死者数 1,158人 (前年比 -109人 -8.6%)

※ 昨年5月の交通安全運動期間中と比較すると、発生件数 -2,364件 -12.5%

死 者 数 -1人 -0.8%

負傷者数 -2,860人 -12.4%

3 期間中の交通死亡事故等の特徴

- 子ども（15歳以下）の死者数は2人（前年比0人）
- 高齢者の死者数は60人（前年比11人減）、全死者数の50.8%
- 自転車乗用中の死者数は16人（前年比0人）
- 自動車乗車中の死者数は30人（前年比18人減）
 - うちシートベルト着用が14人（前年比6人減）
 - シートベルト非着用が15人（前年比13人減）
- 飲酒運転による交通事故は72件（前年比56件減）
 - うち死亡事故は6件（前年比2件減）

1 事故概要等

(1) 平成24年4月12日午後1時06分頃、京都市東山区祇園町地内の信号交差点において、青信号に従って横断歩道を横断中の男女が信号を無視して交差点を通過した普通乗用（軽四）自動車にはねられるなどして、7名が死亡、12名が重軽傷を負ったほか、車両運転者も死亡した事故。

(2) 関係者

ア 被疑者（事故後死亡）

京都市

（30歳）

イ 被害者（車）

（ア）歩行者

男性1名、女性5名死亡、男女12名重軽傷

（イ）自転車乗車中

男性1名死亡

（ウ）その他

タクシー、駐車車両など6台が物件被害

2 捜査状況

京都府警察では、事故現場を管轄する東山警察署に特別捜査班を設置して捜査中。

被疑者が死亡したため、現在のところ事故原因は判明していないが、被疑者の持病が事故原因に関連しているかなど、真相究明に向け、鋭意捜査を進めている。

3 今後の対策

- (1) 目撃者や防犯ビデオの捜査等を通じて原因の解明を進める。
- (2) 運転適性相談窓口の周知と相談対応の充実等の対策を引き続き推進するほか、免許の申請時等における病気の症状の正確な把握について、より実効性を高める方策の検討を含め、有識者等の意見も聴きながら、運転免許制度の見直しを視野に入れて議論を進める。

| | | |
|---|--------------------------------------|---------------------|
| 公 安 委 員 会 | 北朝鮮による「人工衛星」と称する ミサイル発射事案への対応について | 平成24年4月19日 警 備 課 |
| 説明資料No. 7 | | |
| 1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案の概要（報道等） | | |
| 平成24年4月13日（金）午前7時38分55秒、北朝鮮は、「人工衛星」と称するミサイルを北朝鮮西岸から発射した。当該ミサイルは約2分後に爆発して2つに分離し、最終的には約20個の破片に分かれ、韓国西側海上に落下した。 当該ミサイル発射に伴う我が国への影響は確認されなかった。 | | |
| 2 政府の対応 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月16日（金）官房長官指示を発出（同日、情報連絡室を設置） ○ 30日（金）安全保障会議を開催 ○ 4月11日（水）13時 官邸対策室を設置 ○ 13日（金） <ul style="list-style-type: none"> 8時03分 Em-net送信（1回目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 人工衛星と称するミサイルを発射したとの一部報道があるが、我が国としては、発射を確認していない 8時30分 Em-net送信（2回目） 8時36分 Em-net送信（3回目） 8時37分 官房長官記者会見～何らかの飛翔体が発射された 8時45分 安全保障会議（第1回。国家公安委員会委員長出席） 11時05分 安全保障会議（第2回。国家公安委員会委員長出席） 12時19分 官房長官記者会見（官房長官声明発表） <ul style="list-style-type: none"> ・ 北朝鮮に対して厳重に抗議し、遺憾の意を表明 ・ 北朝鮮に対し安保理決議の即時・完全な履行を求める ・ 引き続き、情報収集、国民への情報提供及び国際社会との連携をさらに推進 | | |
| 3 警察の対応 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 3月16日（金）警察庁対策室を設置（外事課長を長） ○ 4月11日（水）13時 警察庁対策本部に改組（警備局長を長） <ul style="list-style-type: none"> ・ 以後、警察庁においては24時間態勢で待機体制を強化 ・ 沖縄県への特別派遣部隊（NBC部隊を含む）及び沖縄県警察において、即応態勢を確保 ○ 13日（金） <ul style="list-style-type: none"> 8時22分 官邸対策室から、北朝鮮が何らかの飛翔体を発射した旨の防衛省第一報を受理 8時45分 国家公安委員会委員長が安保会議出席のため官邸に参集（警備局長陪席） 9時7分 沖縄県警察ヘリコプターによる情報収集を開始 10時0分 全国の都道府県警察に対する指示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集活動の強化 ・ 総理大臣官邸、外務省、防衛省等政府関連施設を始めとする重要施設等の警戒警備の強化 | | |
| ※ 現時点まで被害等の報告はない。 | | |
| 4 今後の警察措置 | | |
| 政府の対応を踏まえ、情勢に応じた情報収集及び警戒警備を推進。 | | |